



市民創世会

石川 修 議員

昨年の台風21号への対応について

問 昨年の台風21号に対する検証会議が行われたようだが、その中で避難指示は遅かったという認識なのか。

答 10月22日の午後10時に市内全域に自主避難情報を発令して、10月23日の午前2時に急激な河川水位の上昇により災害の恐れがあると判断し、夜間だが人命第一と考え、神明地区の一部の町内に対して避難指示を発令した。当日は、防災危機管理課の職員も含め、多くの職員が衆議院選挙の事務に従事しており、災害従事のための十分な人員確保ができず、初動体制が十分に

そういった中で逃げない市民の方々にどのようにして逃げていたかどうかということが大きな課題になってくる。

とれなかったことや、夜中に住民避難を実施することに對する躊躇（ちゆうちゆう）などが重なり、発令時間がさらに遅くなってしまう。今後の大きな課題として、職員初動態勢マニュアルの見直しや鯖江市台風災害タイムラインの基準に合わせ、早い段階で住民に避難情報を伝えたいと考えている。

問 台風21号の前に来た巨大台風5号による被害がなく、今回も大丈夫という慢心があったのではないか。

答 今後、避難指示を発令する市長としての考えは、

答 市長 やはり市民は逃げないものという認識がまず必要だと思つ



選挙があつたとか、あるいは夜中であつたとかというようなことは理由にならないので、人命第一と考え、今後とも空振りを恐れずに早目早目の避難というものを考えていかなければならないと考えている。



公明党

奥村 義則 議員

民法改正に伴う高等学校での消費者教育について

問 2015年における全国の消費センターの若者の相談件数は18歳、19歳で約5千件、20歳では1万件を

超えており、成人年齢を境に急増している実態がある。その大きな要因は、成人になると、親の同意なしにクレジットカードやローン契約が可能になることだ。そして、法律の知識や社会経験の乏しさに付け込まれ、男性はマルチ取引やサラ金、女性はエステや医療サービスなど、高額な契約被害相談が増加している。民法改正により、18歳成

人が実現した場合、18歳を境に被害が増える可能性が高くなるとの専門家の指摘もある。

このような若者の契約トラブルを未然に防ぐため、国は2018年度、2020年度までの3年間をかけ、消費者庁が2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を活用した消費者教育を全国の高等学校を対象に実施、また、地域の消費者問題に精通した「消費者教育コーディネーター」を外

部講師として活用することを示しているが、この期間中における県内の高等学校における消費者教育について、鯖江市はどのように聞

いているのか。

答 教育長 高等学校における消費者教育の推進については、実践的な能力を身に付ける消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業の実施や実務経験者の（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者等）を消費者教育コーディネーターとして育成し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進しており、福井県においては現在、県教育庁高校教育課と県庁安全環境部県民安全課が連携し、これらの取組を2019年、2020年の実施に向けて検討中であると聞いている。

